

## 婦人と親族法(續)

太田英隆



持つてゐますときは、自身でこれを管理する能力がありませんから、誰かが未成年の子に代つて管理せなければなりません。それで法律は親権を行ふ者にこの管理をさせることにしたのであります。

(六) 子の財産に對する權利、親權を行ふ父又は母は未成年の子の財産を管理したり、又その財産に關する法律行為に付いてその子を代表します。但その子の行為を目的とする債務を生ずべき場合に於きましては、本人の同意を得なければなりません。

これまで述べました所は主として子の身上に關する規定でありましたが、これから説きます所はその財産に就いてあります。さうして財産に關する親權は效力はこれを三種に區別することが出来ます。

(七) 子の財産の管理 管理と云ひますのは、その保存改良利用を目的としまして、財産の利益を圖ることを云ふのであります。未成年の子が財産を

この管理権は子の一切の財産に及ぶのを原則としますが、二つの例外があります。その一は、一人で營業をしてよいと許されたときは、そのことに就ては未成年者自分でこれを管理し、親權者はその権利を行ふことは出来ません。外の一は第三者が無償で子に財産を與へ其親權を行ふ父又は母をして其財産を管理せしめないと云ふ意志を示した時であります。

(八) 法定代理權、此代理權と申しますのは未成年の子は自ら財産に關する法律行為をなすことは出來ないのでありますから、父又は母は其代理人となつて法律行為をするのであります。此権利の範圍は極めて廣くありまして、苟も事の財產に關係するものでありますれば一切未成年者を代表するものであります。啻に財産の管理ばかりでな

く其子の一切の財産の處分に付いても同様であります。こうして母に付いては此代理權に多少制限がありますが、父に付いては別段何の制限もありませんから父は如何なる行為に付いても獨斷ですることが出来ます。併しながら茲に唯一の例外があり、夫は例へば子を他人の雇人となす如く、子の行為を目的とする債務を生ずるやうな場合であります。併して父と雖も獨斷ですることが出来ず、子の同意を得なくてはなりません。是はつまり子の自由を尊重と云ふ處から來たのであります。併し乍ら今申し上げた規定は未成年の子は自分に付ける何の行為をもすることが出来ないといふ意味ではあります。未成年の子でもましても法定代理人の同意を得て自ら爲した法律行為は有效であります、又豫め法定代理人から處分を許された財産に付ては當人勝手に之を處分することが出来るのであります。

(九) 子の配偶者の財産管理權。未成年の子が其配偶者の財産を管理すべき場合に於きましては、

十二

親權を行ふ所の父又は母が之に代はつて其財産を管理するのであります。一体夫は妻の財産を管理するのが原則であります。が、未成年者たる夫は自分の財産すら自ら管理する能力を有せないのでありますれば況して他人の財産を管理しえ得へきものでないことは當然であります故、此規定があるのです。

(十) 母の管理權に對する制限。前に母の代理權に付いて制限のあることを一言述べて置きましたが、親權を行ふ母が未成年の子に代つて左に掲げてある行為をなし、又は之を爲すこととに同意するには親族會の同意を得なくてはなりません。一、營業を爲すこと、二、借財又は保證を爲すこと、三、不動産又は重要な動産に關する權利の喪失を目的とする行為をなすこと、四、不動産又は重要な動産に關する和解又は仲裁契約を爲すことと、五、相續を拠棄すること、六、贈與又は遺贈を拒絶すること等であります。前申しました通り父の代理權に付きましては、子の行為を目的とす

こととしてありますから、父は自分の財産に於けると同じく子の財産を處分することが出来ますけれども、母が親権を行ふ場合には父と同一な権利を持つて居りません、夫人は女子は概して男子に比らべて智慮が十分でないのを常とし其性質が脆弱でありますから他の誘惑する所となり、子の利益に反する様な行為を爲す。危険の度が一層大きくなりからであります。それ故法律は母が親権を行ふに當つて子の代理人として重要な行為を爲すとき及び子が其行爲を爲すに當つて之に同意を要するには特に親族會の同意を要するものとして其危險を未發に防ぐのであります。

便宜の爲め今一度制限事項を掲げて簡単に説明致します。

一、營業を爲すこと、營業に付いては別段定義を述べる必要はないと思ひます、が未成年者か資本を投じて商工業を營むには親権を行ふ父又は母の許しを受けなくてはなりませんが、母が之を許可するには親族會の同意を要することは前述べた通りであります、併し一旦營業を許るすときは未成年者

年者は其營業に付ては全く成年者と同じ能力を有すると云ふ事になるのでありますから此許可是未成年者の爲めに重大な影響を生ずるから此規定があるのです。

二、借財又は保證を爲すこと。借財は之を爲すとき未成年者の財産に影響を及ぼすことになりますから其危險なることは申し上げるまでもありません。又保證は只借財に關係するものばかりでなく、其外凡ての保證を含むものであります。親族會の同意を要することとしたのであります。

三、不動産又は重要な動産に關する権利の喪失を目的とする行爲。此行爲は例へば、賣買質入抵當權の設定贈與權利の抛棄等其行爲が無償なるととするものなれば皆此中に入ります。

四、不動産又は重要な動産に關する和解又は仲裁契約を爲すこと。和解及び仲裁契約は其目的が常に必ず權利を失ふものと限つては居りません

が、此等の行為は権利の喪失を生ずることが多いから其危險を慮かつて母が獨斷でなすことを禁じたのであります。

五、相續を抛弃すること。相續に屬する債務が其相續財産よりも多くは、相續を爲すことは相續人の爲めに却て不利益なことがあります、然らざる場合は相續は概して相續人の爲めに利益あるものと云はなくてはなりません、故に之を抛弃するは未成年者たる相續人の利益を抛弃することになりますするから未成年者の利益の爲めに親族會の同意を得ることとしたのであります。

六、贈與又は遺贈を拒絶すること。此等の行為は皆無償取得の原因でありまして、未成年者の爲めに利益のみあつて不利益のないのが通常でありますから、母が獨斷で拒絶するのは未成年者の爲め不利益なることとし親族會の同意を得なくてはならぬことと定めたのであります。

以上申された規定は母が自ら爲す場合のみならず、子が之を爲すに付き同意を表する場合にも親族會の同意を得なくてはなりません、それは母が

自ら爲すも子をして之を爲さしむるも其危險に於いては異なつた所がないからでありまして、皆未成年者との利益を保護すると云ふ旨意から出たのであります。夫れ故に若し母が親族會の同意を得ないで此等の行為を爲したときは、未成年者の利益を保護する爲めに其制裁としまして、法律は母の爲したる行為は取消すことが出来るものとしてあります。此取消權を有する者は子又は其法定代理人人であります、併し善意の相手方は此取消しの爲めに不測の損害を蒙ると云ふ場合があつて、實際の取引の上に少なからぬ不便が生じて來ますから此場合には法律は又相手方の利益をも考へて、其行爲の相手方は未成年者が能力者即ち成年と爲つた後一ヶ月以上の期間を定めて之を追認するや否やを催告することを得せしめて、若し其期間の内に確答をしなかつたときは追認したものと見做し、其行爲が効力を生ずること一致してあります、又其取消しの方法取消しの効力取消權の時效などに付ても色々規定がありますが混雜を避ける爲めに茲には除いて置きます。

親權者と未成年者と及び、同一の親權に服して居る未成年者との間に利益の反対する場合。及び親權を行ふ父又は母と其未成年の子と利益の相反対すると云ふ行為に付いては父又は母は其子の爲めに特別代理人を選任することを親族會に請求する事が出来ます。父又は母が數人の子に對して親權を行ふ場合に於ては一人と他の一人との利益が反対に出ると云ふ行為に付いては父又は母は前と同じことを親族に向つて請求することが出来るのであります。

(十一) 管理に関する責任の程度。親權を行ふ所の父又は母は自己の爲めにすると同一の注意を以て其財産を管理することを要するものであります。

後見人及び一般の受任者は善良なる管理人の注意を以て被後見人若しくは委任者の財産を管理することを必要とするものであります。が、諺にも子を思ふ親心で世の中に子の爲めに親より親切なものはないのありますから、此場合に於ては親子の間に在つては前の場合と其趣が異つて居りますから、父又は母に善良なる管理者の注意を強ゆるのは却て人情に適しないとになります。夫が妻の財産を管理すると同じく自分の爲ゆゑ、夫が妻の財産を管理すれば夫れで十分とした所以であります。

十一管理の計算、子が成年に達した時は親權を行つた父又は母は遅滞なく其管理の計算をなすべきものと定められてあります、但し其子の養育及び財産の管理の費用は其子の財産の収益と之を相殺したものと見做してあります。

我國從來の慣習によりますと親が子の財産を管理する時、計算をする等のことはなかつたのであります。が、民法で親子の財産を異にすることを認められてある以上は子の財産を管理するものとして其計算を爲さしむると云ふことは當然の理であり、それ故に子が成年に達した時は最早子は自ら財産を管理すべき筈でありますから、父又は母は速に其管理して居つた財産の計算をなし現在の財産は子に引渡しをしなくてはなりません。

前に述べました財産の管理権に付いて一つの例

## 婦人惡癖の矯方

修田宮

外があります。それは無償で子に財産を與へる所の第三者が親權を行ふ父又は母をして之を管理せしめないと云ふ意志を表示した場合でありますて、此場台にありましては勿論其財産は父又は母の管理に屬して居らないのでありますから、第三者が別に管理者を指定しなかつた時は裁判所は子

十六  
其親族又は檢事の請求に因りまして其管理者を選任することとなつて居ります。前述べました此等の規定は皆未成年者たる子の利益を保護すると云ふ主旨から生じて居らぬものはありません。是で大体親權の効力のふ話は終りました。

一に氣の捷い人、輕率い人、物事を能く考へもせずに忽々に極めて了ふやうな肌合の人は、先づ身體の具合に意を注がねばなりません。即ちその調攝を達へぬやうにして、睡眠時間を殖やし、一層意志の抑制に力めて始終自分はモット言語を緩りせねば不可い、道はモット徐々歩かなければ不可いと思ひ、交る友も早口の人でないものと交り、常に其長所に注意して行く。こう心掛けてさへ居れば必ず願は叶ふものです。

一に物事を善く取といふ方よりは働くもすれば始終悪るく取り克ちの人は、早く云へば都推深い人は、人を觀察するにも其短所を見ないで、長所を見ろやうに常に心掛け居らねば可けません、誰にだつても何所か長所といふものが岐度あるでせう、だから若し何人かを悪く言ひたいやうな氣でもしたら、胸に手を描いて考へた末無理にも悪くはないで善く言ふのです。そんな風にして居たらば、歳月の経つにつれ、次第に其習慣が付いて、舊の惡癖も何時とはなしに變つてくるのであります。

一餘り色々の事に熱心なる爲め、却つて氣抜のする人は、理性と努力とで此癖を矯さねば可けません。癖へば今愈つて居ることは必と仕事に決心し、殊に仕事が出来るもののはその仕事が出来上る迄他の事を中止し、専ら其事を仕終らぬ内は他へ手を出さぬことにするが可いのです、凡て仕事にかいつたら辛棒しないで出来上ることは難いです。自分が是はせん譯には行かんと認めた事は例令やりたが肝要です。